

# 災害救助法、県条例は合併特例により旧市町村ごと適用 新潟県災害救助条例、災害救助法の運用基準についてお知らせします

すごい雪でしたね。今回の大雪を受けて新潟県では豪雪対策本部を設置するとともに、長岡市の一部地区に県の災害救助条例を適用し、市が実施した除雪にかかる費用を負担することを決めました。

では、上越市はどうか。一部地域でたいへんな降雪、積雪となりましたが、残念ながら、現在の基準では県災害救助条例にも災害救助法にもあてはまる状況となっていないようです。

まず、法・条例適用は「豪雪災害に際して災害救助法又は新潟県災害救助条例を適用し応急救助を実施する場合の運用基準」（平成27年11月27日改正）に基づいて定められていることをお伝えします。

旧上越市	149
旧安塚町	233
旧浦川原村	150
旧大島村	268
旧牧村	254
旧柿崎町	137
旧大潟町	82
旧頸城村	106
旧吉川町	157
旧中郷村	215
旧板倉町	195
旧清里村	243
旧三和村	123
旧名立町	165

左上の表をごらんください。ここに書かれた「基準積雪深」というのは、「各年（昭和50年度〜平成16年度）における各観測所の最大積雪深の合計を、各市町村管内の観測所数で除したものの（各年平均最大積雪深）を累年で平均したもの」と説明されています。

現在、上越市内には34の観測所があります。旧上越市、旧安塚町、旧浦川原村、旧牧村、旧柿崎町、旧清里村、旧三和村、旧名立町が3か所、旧大島村、旧吉川町、旧中郷村、旧板倉町が2か所、旧大潟町、旧頸城村は1か所となっています。

「運用基準」は、災害救助法や県災害救助条例の適用時期の決定と

迅速な応急救助の実施をすすめていくためのものです。災害救助法の適用にあたっては、次の4つ

のいずれかに該当することが条件となっています。難しい表現のところもありますが、ほぼ原文に近い形で紹介します。

①市町村の指定観測所平均積雪深がおおむね200センチを超え、かつ基準積雪深の1.3倍程度に達した場合

②積雪深は①の状態に達しないが、市町村の指定観測所平均日降雪量の連続2日合計値が200センチ以上、又は連続3日合計値が250センチ以上程度の集中的な降雪により、一般住宅で連日又は隔日に屋根の雪下ろしが必要であるような事態が生じた場合

③積雪深、降雪量は①、②の状態に達しないが、長期にわたる交通の途絶により越冬用備蓄物資が欠乏するなど、日常生活の維持が困難となった集落が発生し、あるいは雪崩による住宅倒壊のおそれがある等の場合

④前の各号に定める事態の他、社会秩序の維持・保全のため緊急な公的介助の必要が認められる場合

県災害救助条例については、市町村の指定観測所平均積雪深がおおむね200センチを超え、かつ基準



【センボンヤリ】キク科の多年草。漢字で「千本槍」と書きます。別名ムラサキタンポポ。この花と出会う前に秋の枯れた状態のものと出合いました。日当たりのいい道ばたなどで見つけることができます。

積雪深に対する倍率が以下の定め

①基準積雪深が250センチ未満の場合1.25倍

②基準積雪深が250センチ以上300センチ未満の場合1.2倍

③基準積雪深が300センチ以上の場合1.1倍

なお、市町村合併に伴う特例により、旧市町村の範囲ごとに災害救助法や県災害救助条例の適用がされる仕組みとなっています。

今回の大雪は前回のレポートでもお知らせしましたように、いままでは降らない降り方をして、平地でも山間部でも市民生活に大きな影響を及ぼしています。

日本共産党議員団では、現地調査や市民の皆さんから寄せられた情報などとともに、いまの指定観測所数、基準でいいかなども含め、除雪支援、災害救助のあり方を検討していきます。

まだ2月です。今後の降雪に十分注意してください。

前回のレポートの呼びかけに応じてお知らせくださった皆さん、ありがとうございます。

No.1845 2018.2.18

発行・編集 日本共産党上越市議 橋爪のりかず  
Tel 025-548-3628

通じないときは 090-5392-1961

E-mail hasiznyg@ruby.ocn.ne.jp

URL http://www.hose1.jp/



ブログ「ホーセの見  
てある記」は  
← こちら

橋爪法一

検索

はしづめ法一の  
活動レポート

